

「神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の趣旨

令和8年3月31日公布の神奈川県県営住宅条例の改正に伴う所要の改正のほか、犯罪被害者に対する支援強化などのための改正を行う。

2 改正の内容

(1) 神奈川県県営住宅条例の改正に伴う改正

土砂災害特別警戒区域から安全な地域への移転を促進するために県営住宅の入居者資格の特例を追加するなどの条例改正を踏まえ、所要の改正を行う。

(第1条第5号、第6号及び第7号、第3条第1項及び第3項、第3条の4第1項第2号、第22条第3項第3号、第29条第1項、第29条の2第1項、第4号様式関係)

(2) 犯罪被害者に対する支援強化

犯罪被害者に対する支援を強化するため、入居者抽選の当選率の優遇を行う対象に犯罪被害者世帯を追加するとともに、「県営住宅入居申込書」の様式に犯罪被害者の欄を追加する。(改正後の第9条第5号、第3号様式関係)

(3) その他改正

入居者の高齢化等に伴い、名義人以外が届出等の記載を行う場合に、記載者を明確にするため、「県営住宅明渡届・敷金還付請求書」の様式に代理人の欄を追加する。(第17号様式関係)

3 施行期日

令和8年10月1日